

特定相談支援事業 / 障害児相談支援事業

★ 障害福祉サービス等を利用するには？

福祉サービス等を初めて利用したり、利用を継続するためには、「サービス等利用計画」（「障害児支援利用計画」を含む）が必要になります。「サービス等利用計画」は障害福祉サービスを申請するときに必要になります。

★「サービス等利用計画」とは？

ご本人の生活に対する意向や悩みごとをお聞きし、現在の状況をふまえて、サービス提供事業所との調整などを行い作成します。その後、一定期間ごとに見直しを行います。（「モニタリング」といいます。）

★「サービス等利用計画」はだれが作るの？

「サービス等利用計画」は、研修を受けた相談支援事業所の「相談支援専門員」が作ります。
計画作成やモニタリングの費用負担はありません。

★費用はかかるの？

計画作成やモニタリングは無料です。

★お問い合わせ方法

最初のご相談は、事業所に直接お越しいただくか、電話、FAX、メール等でお問い合わせください。（裏面）

基本方針

♥ ご本人体状況や環境等に
応じて、適切な保健、医療、



福祉、就労、教育等のサービスが多様の事業所から
総合的・効果的に提供されるよう配慮いたします。

♥ 自立した日常生活及び社会生活が営まれるよう、
ご本人の意志及び人格を尊重し、常に利用者、
ご家族の立場に立ってお手伝いします。

特色

= 相談支援専門員 =

♥手話通訳士の資格を持っています。

聴覚障害の方には「手話」で相談対応を
いたします。

♥医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了
しています。（平成 29 年度）

♥精神障害者地域対応力向上研修を修了しています。
（令和元年度）



みなさんが住み慣れた地域で
安心して笑顔で過ごせるよう
お手伝いいたします。



相談支援事業所もも



相談支援事業所 もも

NPO 法人 岡山聴覚障害者支援センター

相談支援事業所 もも

(計画相談支援・障害児相談支援)

〒702-8056

岡山市南区築港新町 1-15-16

☎/fax : 086-262-1558

e-mail : momo.soudan2017@gmail.com



もも

もも